

～真珠養殖発祥のまち・海女が日本一多いまち～  
伊勢志摩サミット鳥羽おもてなし会議設置要綱（改正案）

(名 称)

第1条 本会は、～真珠養殖発祥のまち・海女が日本一多いまち～ 伊勢志摩サミット鳥羽おもてなし会議（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、サミット開催に関するあらゆる対応を「おもてなし」と捉え、本市が長い歴史のなかでつくりあげてきた「おもてなし」を最大限發揮することによってサミットの成功を目指すとともに、サミット開催後も長期間にわたり地域経済が好循環するよう「おもてなし」に磨きをかけることをを目指し、もって本市の将来都市像「真珠のようにきらり輝く鳥羽（まち）」を実現することを目的とする。

(内 容)

第3条 会議は、前条の目的を達成するために次の取り組みを行う。

- (1) サミット開催に向けた機運の醸成に関すること
- (2) 各団体等が実施する取り組みの調整に関すること
- (3) 各団体等相互間の連絡に関すること
- (4) その他、前条の目的達成のため必要な事項

(組 織)

第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市の役職員
- (2) 各種団体の役職員
- (3) 公共交通等事業者
- (4) その他会長が必要と認める者

(役 員)

第5条 会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 若干名

2 会長は市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の中から会長が選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

- 2 会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

#### 4 監事は、会議の適正な収支を図るため、会計の監査を行う。

(顧問)

第7条 会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が指名する。

3 顧問は、会長の求めに応じて、会議の取り組みに対する意見を述べるものとする。

(オブザーバ)

第8条 会議にオブザーバを置くことができる。

2 オブザーバは、会長が指名する。

3 オブザーバは、会長の求めに応じて、情報共有に必要な発言を行うものとする。

(実行委員会の設置)

第9条 会議の取り組みを実行するため、会議に参画する団体による実行委員会を設置する。

2 実行委員長は副市長をもって充てる。

3 実行委員会の運営に必要な事項は、実行委員長が別に定める。

(委員等の報酬)

第10条 委員、顧問及びオブザーバは、無報酬とする。

(事務局)

第11条 会議の会務を処理するため、鳥羽市役所総務課内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務職員を置く。

3 事務局の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第12条 会議は、サミット終了後、会長判断により解散する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この告示は、平成27年7月13日から施行する。

この告示は、平成 年 月 日から施行する。